

# 扇橋交通労働組合

## 組合規約

令和 5 年 10 月 25 日  
扇橋交通労働組合

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

本組合は扇橋交通労働組合と称する。(以下「本組合」という)

### 第2条(所在地)

本組合は事務所を東京都江戸川区西小岩 2-16-17 におく。

### 第3条(目的)

本組合は団結と相互扶助の精神により組合員の労働条件を維持改善し、経済的・社会的地位の向上を図ることを目的とする。

### 第4条(事業)

本組合は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 組合員の労働条件の維持改善に関する事項
- ② 組合員の福祉の増進と文化的地位の向上に関する事項
- ③ 労働協約の締結、改定及び経営の民主化に関する事項
- ④ 同一目的を有する団体との協力、提携に関する事項
- ⑤ その他組合の目的達成に必要な事項

## 第2章 組合員

### 第5条(資格)

組合員は扇橋交通株式会社の従業員であり、本人の意思により加入手続きを行った者によって組織する。但し、次の各号に該当する者は除く。

- ① 課長職以上の職にある者、又同等の待遇を受けている者
- ② 臨時雇用者(アルバイト・派遣社員など)、試用期間中の者
- ③ その他、執行部及び職場委員会(以下、執行委員会)が加入を不適当と判断した者

## 第 6 条(資格の平等)

組合員は、いかなる場合においても、人種・宗教・性別・信条・門地又は身分によって組合員たる資格を奪われない。

## 第 7 条(権利)

組合員は平等に次の権利を有する。

- ① 組合員は本規約に基づき、すべての事項に対する発言権・発議権・議決権を持ち、参与・均等の取扱いを受ける権利
- ② 組合員は別途定める選挙規定により、組合執行役員、また、その他の代表に関する、選挙権、被選挙権を有する権利
- ③ 執行部起案の各種委員会、プロジェクト(分科会)等への、参加や意見をする権利
- ④ 執行委員会、各種委員会、プロジェクト(分科会)等の活動の報告を求める権利、その結果に伴う責任を請求する権利
- ⑤ 制裁処分について弁明し得る権利

## 第 8 条(義務)

組合員は平等に次の義務を負う。

- ① 規約及び大会の議決に従い、組合の統制に服する義務
- ② 組合費、また議決で決定した賦課金等を、納める義務
- ③ 規約に基づく各会議、また各種委員会に出席する義務
- ④ 組合の機密をもらさない義務

## 第9条(加入の手続)

組合に加入するときは、所定の加入誓約書に必要事項を記載の上、執行部に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。また、加入誓約書を提出した翌 25 日より組合員とする。

## 第 10 条(資格喪失)

組合員は次の場合に、その資格ならびに権利を失う。

- ① 退職したとき
- ② 解雇されたとき
- ③ 本人の意思により脱退申請され、執行委員会にて承認されたとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 第 5 条各項への被疑により、定期大会や臨時大会もしくは、執行委員会での審議にて、2/3 以上の同意をもって不適格とされたとき
- ⑥ 第 8 条各項への疑義により、定期大会や臨時大会もしくは、執行委員会での審議にて、2/3 以上の同意をもって不適格とされたとき

## 第 11 条(脱退の手続き)

組合を脱退するときは、所定の脱退届に必要事項を記載の上、執行委員会に提出するものとする。脱退後は組合に対する一切の権利を失い、未済の債務がある場合にはその債務を完済しなければならない。

# 第3章 議決機関

## 第 12 条 (議決機関の種類)

下記の通り議決機関を置く。

- ① 大会(最高議決機関)
- ② 対話集会(議決機関)
- ③ 執行委員会(執行機関)

## 第 13 条(大会)

大会は組合の最高議決機関であり、組合員全員で構成する。大会は定期大会および臨時大会とする。

## 第 14 条(定期大会)

定期大会は原則として、毎年1回 10 月に開催するものとし、執行部がこれを招集する。

## 第 15 条(臨時大会)

臨時大会は、次の場合において要求から 30 日以内に開催するものとし、執行部がこれを招集する。

- ① 執行委員会が要求、必要と認めたとき
- ② 組合員の 3 分の 1 以上から、連署により、理由を明らかにして要求があつたとき

## 第 16 条(大会の告示)

大会の日時、場所、議案等は、開催の日より 20 日前に告示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

## 第 17 条(大会の付議事項)

大会の付議事項は次のとおりとする。

- ① 運動方針の決定と経過報告の承認
- ② 規約の改廃
- ③ 予算の決定及び決算の承認
- ④ 労働協約の締結、改正、期間の延長
- ⑤ 争議行為の開始及びその終結
- ⑥ 闘争資金の積立て及び使用
- ⑦ 上部組織への加盟、脱退
- ⑧ 組合員の表彰及び制裁
- ⑨ 役員の選任及び解任
- ⑩ 組合の統合及び解散
- ⑪ その他以上の事項に準ずる重要な事項

## 第 18 条(大会の定足数と議決)

大会の定足数は組合員の過半数以上とし、この規約に定める事項の他は、出席者数の過半数以上をもって議決する。但し、大会参加が出来ない組合員は、大会前日までに直接記名による投票で前条付議事項の議決参加を可能とする。

また、世界的大流行の疫病が原因などで、国や地域からの自粛要請等があり、大会を開催出来ない状態が発生した場合、大会の代替として、書面での報告、各付議については投票形式、執行委員会での審議等、臨機応変に行う。

## 第 19 条(大会の議長)

- ① 大会議長は、組合員の中から立候補又は推薦により選出する。
- ② 議事の進行上、議長が必要と認めた時は、その審議中の事項に関して発言を制限又は停止することができる。
- ③ 議長は大会の議事進行上必要な指示を出し、大会運営と進行について責任を持つ。但し、大会の成立宣言は執行委員長が行うものとする。
- ④ 動議を提出する組合員は大会前日までに議長に書面にて提出するものとする。
- ⑤ 大会出席した組合員よりの突発的に発生した事項を提案する場合は緊急動議として議長の許可を得て提案することが出来るものとする。

## 第 20 条(対話集会)

(1) 対話集会は、大会に次ぐ議決機関であり、執行委員会並びに組合員をもって構成する。また、必要に応じて執行委員長又は執行委員会、もしくは組合員の 3 分の 1 以上が必要と認めた時に召集し、次の各号を討議する。

- ① 大会から次期大会までの日常活動の方針決定と経過報告
- ② 会計の中間報告
- ③ 疑義を生じた規約の解釈
- ④ 規約に基づく諸規定の決定と改廃
- ⑤ その他、執行委員会が必要と認めた事項

(2) 対話集会の定足数、議決等については大会に準ずる。

## 第 4 章 執行委員会

### 第 20 条 (執行委員会の種類)

下記の通り執行委員会を置く。

- ① 執行部
- ② 職場委員会

### 第 21 条(執行部)

執行部は、大会において議決された事項及び規約に定められた組合業務を執行する

- ① 大会及び対話集会、執行委員会判断の議決を執行する。また、場合によっては緊急業務を処理する

- ② 議決機関に対し各種議案を提出し、一般の経過を報告する
- ③ 執行した業務及び議決機関に対して責任を負う
- ④ 執行した業務の経過、活動状況を報告する

## 第 22 条（職場委員）

職場委員会は組合活動等を推進補助すると共に、執行委員会において協議された事項について組合委員への伝達を図る。また組合員の意見、意思を広く受け止め職場委員会を通じて執行部に報告するものとする。

- ① 職場委員の就任は、組合員からの自薦または他薦を元に執行委員会にて、その旨を協議し、承認または否認する。
- ② 職場委員の構成は組合員の班構成（早番・遅番）を考慮して、原則均等に構成することとし、3名以上6名までとする。
- ③ 職場委員は共済委員を兼ねるものとする。

## 第 23 条（構成と執行委員会の招集）

執行部は、執行委員長、執行役員をもって構成し、これを執行委員長が統轄し、組合業務の執行について協議する。

- ① 執行委員長又は執行委員会が必要と認めた時、又は組合員の10分の1の要求があつた時、執行委員長が招集する。
- ② 執行委員会の定足数は過半数をもって成立し、出席者の3分の2をもって議決する。
- ③ 執行委員会は緊急止むを得ない事情にて大会又は対話集会を招集出来ない時、執行委員会の責任において大会付議事項 並びに対話集会協議事項に対して審議、決議、執行を行うことが出来る事とする。但し、緊急対応した事項に対しては、直近の日程を調整の上、臨時大会、対話集会、社内掲示、LINEをはじめとするデジタル媒体などで報告する事とする。

## 第 24 条（役員構成）

本組合に次の役員を置く。但し、別途定める役員選挙にて選出された組合役員の人数が必要人数に満たない場合は、大会にて兼務を承認するものとする。

- ① 執行委員長 1名
- ② 執行役員 若干名

## 第 25 条(職務)

各役員の職務は次のとおりとする。

- ① 執行委員長…組合を代表し、最終決定権を持ち、業務を最終統轄するとともに、各招集権と可否同数のみの議決権を持ち、渉外活動と外部、上部との接触事項を行う。
- ② 執行役員…法管理・会計管理・運営管理など、組合を清廉潔白に運用するための準備、業務を遂行する。また、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## 第 26 条(任期)

各役員の任期は、別途定める選挙規約にて選出され、大会から次期大会までの 2 年間とし、再選を妨げない。

- ① 任期中に役員の欠員が生じたときには原則として補欠選挙を行う。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- ② 選挙を実施せず役員補充する場合は、執行部より組合員に付議し選任する事を可能とする。任期は次期大会までとする。
- ③ 任期中に満 65 歳になった役員の再選は禁止とする。その場合、引き継ぎなどの観点から、次期組合組織が必要と判断した場合は、権限を持たないオブザーバー参加を可能とする。

## 第 27 条(解任)

役員が任務を怠る、又は機関の決定に反する行為をした場合は、大会において出席者の過半数以上の賛成により解任することができる。但し、緊急やむを得ない場合は、大会をとおさず執行委員会の 3 分の 2 以上の同意による議決により解任できるものとする。

## 第5章 執行役員選挙

### 第 28 条(選挙管理委員の選出及び職務)

選挙の公正を期すため選挙管理委員会を置く。

- ① 委員は 2 名から 4 名とし、組合員の互選又は推薦により執行部が委嘱する
- ② 選挙管理委員は選挙に関する一切の職務を行う。
- ③ 選挙管理委員会には委員長を置き、委員会を招集し統轄する
- ④ 選挙管理委員会の作業を前提に、組合事務所を供することを可能とする
- ⑤ 選挙方式は選挙管理委員会にて決定するものとする

### 第 29 条(役員の選挙)

(1)執行役員は、全組合員による単記非移譲式投票による選挙とする。役職別単記投票または役員複数記投票とするが、立候補者がいない場合は、現執行部への信任投票も選択できるものとする。

(2)役員複数記投票並びに信任投票にて選出された選挙の場合、役職は執行部役員による互選とする。

(3)次の各号の投票は無効とする。

- ① 所定用紙を使用していない場合
- ② 選挙管理委員会が判定し、判読できない場合
- ③ 投票様式を明らかに誤っている場合
- ④ その他、選挙管理委員会の定めに反した場合
- ⑤ 廉権率が 5 割以上の時は無効選挙とする

(4)すべての選挙方式で、当選には有効投票数の最低 4 分の 1 以上の投票を得なければならぬ。

(5)選挙方式が役職別単記投票の場合、得票数の多い者が当選とし、同数の場合は決戦投票とする。

(6)立候補者の告示は選挙開始日の 10 日前に行う

(7)組合役員選挙は定期大会の 60 日から 30 日前をめどに実施する。組合員が平等に投票できるように期間を設ける。

(8)組合役員立候補者は任意立候補制(自薦、他薦)とし、立候補者は届出用紙に署名捺印の上、選挙管理委員会に提出する

(9)立候補資格は加入連続 3 年以上で満 65 才未満の組合員とする。

(10)執行委員長は組合役員経験者から選出する。

(11)前各項に該当者がいない場合に限り、選挙管理委員会が資格条件の緩和を審議決定することができる。

(12)選挙運動にて下記の号に掲げる行為をしてはならない

- ① 暴力及び威力を加える行為
- ② 金銭、物品供与を行う行為
- ③ 身分、経歴、その他に関して虚偽の公表をする行為
- ④ その他、社会通念上、不正とされる行為

## 第 6 章 会計

### 第 30 条(会計)

(1) 組合の会計は、組合費、臨時組合費、寄附金及びその他の収入より、充てる。

(2) 会計帳簿は職場委員からの請求があれば、いつでも公開しなければならない。

### 第 31 条(組合費)

(1)組合費は1人 1ヶ月 2,800 円とするが、定時制乗務員は 1ヶ月 1,800 円とする。

(2)大会並びに対話集会にて必要と認められたときは、臨時に組合費を徴収することができる。

### 第 32 条(会計年度)

本組合会計年度は、毎年 9 月 1 日より翌年 8 月 31 日までとする。

### 第 33 条(会計監査)

(1)会計監査は組合員の互選並びに推薦により執行部が委嘱する。

(2)すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、会計監査人による正確であるとの証明書とともに、少なくとも毎年 1 回以上、それぞれを組合員に公表するものとする。

## 第7章 手当

### 第34条(手当)

(1)組合役員の手当を下記のとおり支給する。

①執行委員長	月額 30,000 円
②執行役員	月額 20,000 円

(2)組合役員、職場委員(共済委員)、ならびに組合員が各委員会、労使交渉、出張、その他組合用務に従事又は出席した時は、時間補償手当を下記のとおり支給する。

①時間補償	1 時間あたり 1,500 円
-------	-----------------

## 第8章 争議

### 第35条(同盟罷業権(ストライキ)の行使)

(1)本組合が同盟罷業権の行使を行う場合は、全組合員の直接無記名投票により 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(2)執行委員会は、執行委員会内部にて 3 分の 2 以上の同意を得た上で、必要に応じて闘争委員会を置くことができる。

(3)争議行為の場合は執行委員長を争議本部長とし、継続上必要な指令を出すものとする。

(4)会社と不和が生じた場合に、執行委員長は本組合の目的達成の為にあらゆる努力をしなければならないが、解決出来ない時には争議行為に入る事ができるものとする。

## 第9章 賞罰

### 第36条(表彰)

組合員で、組合発展のため功労あった者、又は他の模範となると認められる者は、大会の決議によりこれを表彰することができる。

## 第 37 条(制裁)

組合員で次の各号に該当する者は、その情状によって制裁を科すことができる。

- ① 本組合の規約、又は議決に違反した者
- ② 本組合の統制を乱す、又は運営を妨げた者
- ③ 本組合の名誉をき損した者
- ④ 本組合員の義務を怠った者
- ⑤ その他各号に準ずる不適当な行為のあった者

## 第 38 条(制裁の種類と手続)

- (1)制裁の種類は、戒告、権利停止及び除名とする。
- (2)前条の制裁は、大会もしくは対話集会の全出席者の過半数の賛成をもって承認されるものとする。
- (3)制裁の決定の前に必ず本人に弁明の機会を与えるものとする。
- (4)緊急止むを得ないと執行委員会にて判断される場合は、大会をとおさず執行委員会の 3 分の 2 以上の議決にて制裁を科す事が出来るものとする。

## 第10章 解散

### 第 39 条(解散)

組合の解散は、全組合員の直接記名投票の 4 分の 3 以上の賛成をもって議決する。

## 付 則

この規約において記載されていない事項については、法令、慣習、その他、信義に照らして解釈するものとする。

本規約は令和 5 年 10 月 25 日より施行する。